

## 平成28年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第5号）

### ○議事日程〔第5号〕

平成28年12月22日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1** 第67号議案  
（委員長報告・修正案の説明・委員長報告及び修正案に対する質疑・討論・表決）
- 日程第2** 第66号議案及び第68号議案から第73号議案まで並びに第5号報告  
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3** 議員派遣の件について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（18名）

- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| 1 番  | 安 達 | かずみ |
| 2 番  | 中 尾 | 勉   |
| 3 番  | 黒 田 | 健 一 |
| 4 番  | 甲 斐 | 明 美 |
| 5 番  | 井ノ口 | 憲 治 |
| 6 番  | 阿 部 | 輝 之 |
| 7 番  | 土 谷 | 信 也 |
| 8 番  | 近 藤 | 紀 男 |
| 9 番  | 成 重 | 博 文 |
| 10 番 | 安 達 | 隆   |
| 11 番 | 松 本 | 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 | 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 |
| 15 番 | 河 野 | 正 春 |
| 16 番 | 山 本 | 博 文 |
| 17 番 | 菅   | 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 | 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主 任	小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼市民課長	山 田 真 一
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	丸 山 野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	安 田 祐 一
ウエルネス推進課長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	吉 止 勝 幸
耕 地 林 業 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	宗 直 長
消 防 課 長	榎 本 久 光
総 務 課 人 事 給 与 係 長	伊 藤 昭 弘
総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長 兼 秘 書 係 長	
	近 藤 毅

### 教育委員会

教 育 課 長	河 野 潔
教育庁総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
教育庁学校教育課長	小 川 匡
教育庁文化財室長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

議員各位にお知らせをします。12月19日付で市長からお手元にお配りのとおり、訂正依頼がありましたのでご了承願います。

○議長（安達 隆君） 日程第1、第67号議案を議題といたします。

これより、第67号議案について、委員長の報告を

12月22日

求めます。

総務委員長、中尾勉君。

○総務委員長(中尾 勉君) おはようございます。  
総務委員長報告をいたします。

去る12月16日、総務委員会を開催し、本会議から付託されました第67号議案の審査結果を報告いたします。

第67号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、一般職職員の給与並びに常勤特別職、議会議員の期末手当の支給率を改定するものです。

審査の中で、委員より、特別職や議員の期末手当を引き上げる法的根拠はあるのかや、他市の状況はどうかなどの質疑がありました。本議案については、反対の討論がありました。審査の結果、第67号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、第67号議案の審査結果の報告を終わります。

○議長(安達 隆君) 以上で、委員長の報告を終わります。

本件に対しましては、大石忠昭議員ほか1名から、修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、提出者を代表しまして、第67号議案の豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する修正案のご説明を申し上げます。

市長が、提案をしております第67号議案豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、大きく分けて3つの改定内容です。1つは、一般職の給与月額を人事院勧告などに準じて引き上げる改定及び勤勉手当の引き上げです。2つ目には、常勤特別職の期末手当の引き上げです。市長は9万1,287円引き上げ、年間296万6,827円に、副市長は7万3,255円引き上げ238万787円に、教育長は6万4,239円引き上げて、年間208万7,767円に改定する内容です。3つ目には、議員の期末手当の引き上げです。議長は4万6,000円引き上げて、年間149万5,000円に、副議長は4万1,400円引き上げて、年間134万5,500円に、議員は3万9,100円引き上げて、年間127万750円に改定するものです。

職員の給与引き上げについては賛成であります。

その理由につきましては、安倍政権の経済政策アベノミクスの下で、大企業は3年連続で史上最高の利益を更新をしております、大株主など、富裕層には巨額の富がもたらされています。しかしながら、日本の労働者の実質賃金は、3年の内に年額で17万5,000円も減り、家計消費は実質13カ月間連続で、前年対比マイナスになっています。豊後高田市でも所得200万円以下のワーキングプアの方が相当数いらっしゃいます。

市職員の給与を引き上げる、そして誘致企業での低賃金の非正規や派遣労働者を正社員に引き上げなど改善が今求められていますが、職員の給与を引き上げるといことは、今後民間労働者の給与引き上げにも影響を及ぼしますので、67号のこの職員の給与引き上げ部分については賛成であります。

しかしながら、市長など常勤特別職、議長や議員の期末手当の引き上げにつきましては、今の経済情勢、市民の生活実態から見まして、市民の理解や同意を得られるとは、私は思いません。

よって、第67号議案には同意できませんので、次のように修正するものです。その具体的な内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の引き上げの条項の削除、議長、副議長、議員の期末手当引き上げの条項の削除する修正があります。お配りをしております修正案に書いておりますように、具体的には第1条の前の見出しを削る。第3条から第6条までを削る。附則第1項中「、第4条及び第6条」を削る。附則第3項を次のように改める。

3 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第24条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附則第5項を次のように改める。

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

以上の内容でありますので、ぜひ議員の皆さんご審議をいただきまして、この修正案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(安達 隆君) 以上で、提出者の説明を終わります。

これより、ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終

結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありませんでした。討論はありませんか。

12番、河野徳久君。

**○12番(河野徳久君)** 12番、河野徳久です。私は、ただいまの第67号議案の修正案に対する議案に対しまして反対をいたします。

と申しますのは、総務委員会に付託されましたこの議案は、総務委員会で原案可決の報告が先程ありました。

それから、私たち過去の議員の報酬を見ますと、全国的な問題でありましたけども、人事院勧告、大分県人事委員会勧告等により、引き下げの時も素直にに応じてまいりました。特に東北震災においては、何の異議もなく認めてきたものであります。

今回もし大石議員の言われますように、市民生活の実態を考慮すれば、市民の理解を得られないためということが修正案の中で理由が申し述べられておりますが、もしこういう市民の納得が得られないという考え方の基本があるなら、私たち議員の報酬を基本給を下げるのが一番であります。その都度条例が勧告されるたびに議員は今回は賛成してくれるだろうか、どうだろうかという疑心暗鬼の中で議案を提出する執行部の身になってみたときには、やはり一律の考え方が基本であると私は考えるものであります。

以上の理由によりまして、この修正案に反対をしていただけますよう、議員各位にお願いいたします。私の反対討論といたします。よろしく願います。

**○議長(安達 隆君)** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(安達 隆君)** これにて討論を終結いたします。

これより、第67号議案についての採決に入ります。採決の順序について、あらかじめ申し上げます。まず初めに、修正案について採決をします。次に、市長が提案した原案について採決を行います。

それでは最初に、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。自席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。大石忠昭君ほか1名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(安達 隆君)** 起立少数であります。

よって、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案については、否決されました。

次に、市長が提案した原案について起立により採決いたします。市長が提案した原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(安達 隆君)** 起立多数であります。

よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

**○議長(安達 隆君)** 日程第2、第66号議案及び第68号議案から第73号議案まで、並びに第5号報告を一括議題といたします。これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾勉君。

**○総務委員長(中尾 勉君)** 総務委員長報告をいたします。

去る12月16日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第66号議案平成28年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金などで財源措置されており、補正額は5億8,368万6,000円の増額で、補正後の予算総額は156億1,085万7,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では基金積立金やふるさと納税にかかる返礼品代等を増額する、豊後高田ふるさと応援寄付金推進事業に要する経費などが計上されています。

一般会計全体では、人事院勧告等に準じた給与改定、退職者の増、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されています。

次に、地方債の補正については、都市再生整備計画事業を追加し、健康なまちづくり推進事業の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、ふるさと納税返礼品の実績についてや、職員の給与改定による影響額についてなどの質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。審査の結果、第66号議案については採決の結果賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第68号議案、豊後高田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてですが、地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介

12月22日

護休業等または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護のため1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等を行うものです。

審査の結果、第68号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第69号議案豊後高田市長の退職手当の特例に関する条例の制定についてですが、市長の現任期に係る退職手当については、100分の50を乗じて得た額とする特例措置を行うものです。

審査の中で、委員より、大分県内13市の市長の退職金は幾らかなどの質疑がありました。本議案については、賛成の討論がありました。

審査の結果、第69号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第70号議案豊後高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてですが、雇用保険法の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うものです。審査の結果、第70号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第71号議案豊後高田市税条例等の一部改正についてですが、地方税法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、法人税率引き下げによって、どれぐらい税収に影響を受けるかなどの質疑がありました。

審査の結果、第71号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 去る12月19日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第66号議案平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成27年度事業における精算償還金が計上されています。民生費では、消費税引き上げによる影響額として、臨時福祉給付金を支給する経費や、児童手当費が当

初見込みを上回るため、増額を行う経費などが計上されています。

衛生費では、健康増進施設を併せ持つ、地域交流センターの建設に向け、実施設計及び旧農協の解体工事を行う経費などが計上されています。

教育費では、金宗院跡の駐車場を整備する経費が計上されています。審査の中で委員より、健康交流センターの規模や健康器具の設置など、どのようなものになるのかや、金宗院跡の駐車場は、どれぐらいの車がとめられるかなどの質疑がありました。

審査の結果、第66号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、所得税法の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第72号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第73号議案豊後高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び豊後高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律の整備等に関する法律により、小規模な通所介護等が地域密着型サービスに移行等したため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第73号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

去る12月20日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第66号議案平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）の内、本委員会に付託された部分です

が、歳出予算の内容としては、農林水産業費では農地中間管理機構を通して、担い手に農地の集約化を推進する中で、本年度の集積面積の増加に伴う経費などが計上されています。

商工費では、長崎鼻海水浴場の整備を行うためのモデル事業実施計画の策定及び誘客促進に向けた環境整備を行う経費などが計上されています。

審査の中で、委員より、農業集積支援事業の内容についてや、長崎鼻キャンプ場整備事業のキャンピングカーについて質疑がありました。

審査の結果、第66号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号報告市道路線の認定及び廃止については、市道の新設による市道路線の変更に伴い、当該市道路線を認定及び廃止に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、平成28年10月31日に専決処分したもので、承認を求めるものです。

審査の結果、第5号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（安達 隆君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

18番、大石忠昭君。

**○18番（大石忠昭君）** 質疑はここでいいですね。

これは第66号議案の補正予算の議案で、産業建設委員長に長崎鼻リゾートキャンプ場整備事業についての審議の内容について、もう少しお尋ねしたいと思うんですけども、永松市長になりましてから、この長崎鼻リゾートキャンプ場の整備については、これまで各種事業をしまして、見違えるように変わってきております。これぐらいで終わるかと思いましたが、また1億円以上の事業を計画しているようなんですけども、事業効果について、この対費用効果について、どういうことが期待されるのかという点について、議員から質疑やあるいは意見など、どういうことが出されて議論したのか。

私どもは何でも反対という立場をとっていません。よいことには賛成します。しかし、全体が税金でありますので、本当に市民が今、切望する問題を積極的に有効に事業を進めてもらいたいです。この事業については、審議の内容をちょっと注目しておりますので、何点か質疑があったということは、今わか

りましたけれども、この対予算の費用対効果について、どういう議論がされたのか説明していただけたらありがたいと思います。

以上です。

**○議長（安達 隆君）** 産業建設委員長、山本博文君。

**○産業建設委員長（山本博文君）** 大石議員の質疑にお答えいたします。

費用対効果については質疑はございませんでした。

以上です。

**○議長（安達 隆君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安達 隆君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

18番、大石忠昭君。

**○18番（大石忠昭君）** 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は日本共産党豊後高田市議団を代表して、第66号議案一般会計補正予算案に反対討論をいたします。

今回の補正予算の歳出補正総額は5億8,368万6,000円です。今回の補正予算の中で、基金の積み立てと市長等特別職、議長や議員の期末手当の引き上げに関連する予算に同意できませんので、討論をするわけであります。

市は現在21種類の基金をため込んでいますが、その総額120億3,559万円となります。今回の補正予算では、公共施設整備基金に1億9,056万2,000円の積み立て、地域振興基金に9,909万1,000円の積み立てをするという予算になっております。

今回、このため込み金、積立金2億8,965万円を上積みしますと、市の基金の総額は何と123億2,524万という、合併当時に比べてみますと2.7倍も基金総額が上積みされたこととなります。

しかもこの今回の2億8,965万円というのは補正総額の約半分に当たる予算であります。日本共産党は、必要な基金の積み立てには原則反対するものではありませんが、現在も市民をとりまく経済状況、市民生活の実態を見ますと2億896万、違うね、2億8,965万円ですね、の積み立て、ため込みをする、そういう財源があるんならば、市民が切望していることに有効活用すべきではないか。

例えば私ども、どこに行きましても、国民健康保険税が高すぎる、何とかしてくれと、本当に切実な

声を聞きます。また、介護保険料や介護サービスの利用料が年金額に比べて高過ぎる、どうかしてくれという高齢者の声も聞きます。さらには、市長のほうも、子育て支援にとって、子どもの医療費助成を拡充することは、これは有効な手段だと認めておりますけれども、有効な手段と認めるならば、日本共産党の甲斐明美議員が、この2年にわたって毎回議会で市民の要求をとり上げて、何とか実現させようと頑張ってきましたが、それに応えるべきであり、しかし市長はなかなかそれに応えようとしません。今大事なことは、これだけ補正予算の約半額を積み立てるようなそういう財源がある、ため込めるような財源があるならば、市民は今の瀬を渡りたいと、今困ってる問題を市長が取り上げてやる、議会も協力してやると、これ我々市長や市議会議員など政治家の仕事だと思うんです。

よって、市長の任期はあとわずかになりました。定例議会は3月議会だけです。あと3カ月間よく市民の声を聞いて、今何をすべきかと、123億円ため込み金があるから、今それを全部使えなどと言っておりません。その内の何億かでも、今市民が切望する課題に取り組むと、そういう施策を打ち出す、執行部と議会一体となって、市民の困っている問題の施策を新年度から実施をするという形で、3月議会にそういう施策や予算が提案できたらと思いますので、市長、最後の仕事ですので、そういう観点でこのため込んでおります123億の補正予算については、有効活用を求めておきたいと思います。よって私は、この積立金の予算に反対であります。

それから、第67号議案で修正案を提案をしましたように、市長など常勤特別職や議長や議員の期末手当の引き上げについても、市民の同意を得られないので反対であります。

きのう宇佐の議会を傍聴しましたが、宇佐の議会では共産党の議員だけではない1期目の若い議員も古い議員もと反対者が数名、正確に言うなら共産党以外にも3名の議員が自分たちの期末手当の引き上げ、市長など特別職の引き上げに反対をいたしました。

よって、私は総務委員会の委員でありますので議論をしまして、総務課長も認めたように、市長が今回第67号議案で提案しているその引き上げの理由には、国の人事院勧告や県の人事委員会勧告に勘案して引き上げというのが理由になっておりますけれども、これは人事院勧告が引き上げたから、それを

それに勘案して引き上げるということは、法的な根拠は全くないということを総務課長も認めております。

よって、議員各位、宇佐の議会にも学んで、ただ共産党だけでなく、市民の代表である皆さんも、この期末手当引き上げの予算に反対するよう要望をいたしまして、討論を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから、採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付しています採決表の一括採決するものの中で、反対のありました第66号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、採決表の一括採決するものの中で、反対のありました第66号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第66号議案について、起立により採決いたします。議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。第66号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。よって、第66号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（安達 隆君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は

全部終了いたしました。これをもちまして、平成28  
年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。  
お疲れでした。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名  
する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 達 かずみ

豊後高田市議会議員 中 尾 勉